

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への支援について

沿道飲食店等の路上利用の占用基準を延長します。

川崎市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体（商業振興部門等）と商店街等の団体が連携して道路占用許可申請を行うことで、沿道飲食店等の路上利用（テイクアウトやテラス営業等）の占用許可基準の緩和措置を令和2年11月30日から令和3年3月31日までに延長します。

緊急措置の概要	
対象団体	以下のいずれかのものが一括して占有すること (1) 地方公共団体又は道路協力団体 (2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 (3) 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等 (4) 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（地方公共団体からの意見書等が必要）の実施主体（商店街、商工会議所等を含む。）
占有可能場所	(1) 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。 (2) 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間を確保すること。
緩和要件	(1) 新型コロナウイルス感染症対策のための <u>暫定的な営業</u> であること。 (2) 「3密」の回避等に対応していること。 (3) テイクアウト、テラス営業等のための <u>仮設施設の設置</u> であること。 ※屋外での調理等は認められません。 (4) 沿道飲食店等の営業時間終了後は、 <u>周辺の清掃を行い原状回復すること</u> 。
期間	令和3年3月31日（令和2年11月30日までを延長）
占用料	「免除」（ <u>周辺の清掃等</u> に御協力いただけること）

## 緊急措置に関する問合せ先

### ○地方公共団体からの支援に関する相談

#### ・商店街の方

経済労働局 産業振興部 商業振興課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10階

TEL：044-200-2328（直通）FAX：044-200-3920

※道路占用許可申請には、上記相談先の意見書等が必要です。

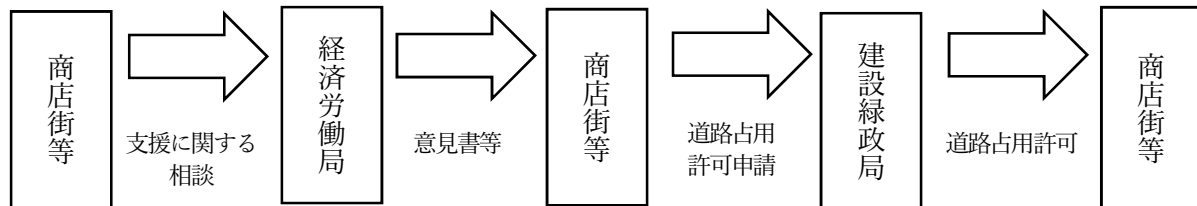
### ○制度及び道路占用に関する相談

建設緑政局 道路管理部 路政課 占用係

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 14階

TEL：044-200-2813（直通）FAX：044-200-3978

### ○申請の手順（例：商店街、商工会議所等から申請の場合）



※今回の緊急措置においては、テラス営業に伴う客席増に係る食品衛生関係の変更手続きは不要ですが、衛生管理を徹底し食中毒に御注意ください。

※地方公共団体からの支援等に関する意見書等があっても、交通管理者及び道路管理者が道路の構造又は交通に著しい支障があると判断した時は、許可できない場合があります。

### ○道路占用許可の申請先

建設緑政局道路管理部路政課に申請してください。

### ○申請書類

- (1) 道路占用許可申請書
- (2) 道路占用料免除願
- (3) 位置図
- (4) 配置図（占用範囲・面積が分かる図面）
- (5) 事業計画書
- (6) 関係局区からの意見書等